

### 丸の内相談窓口・金融ワンストップ支援サービス



〒100-7090 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー・KITTE 地下1階

受付時間 9:30～17:30 (日本時間/土日祝日・年末年始を除く)

電話: 03-6269-9981  
E-mail: contactus@bdc-tokyo.org  
financial-desk@bdc-tokyo.org  
(金融ワンストップ支援サービス)

東京駅地下道直結 東京駅丸の内南口より徒歩1分

### 赤坂相談窓口・スタートアップビザ・外国人起業家のための資金調達サポート



〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル7F (ジェットロ本体内)

\*アーク森ビル1F受付を通らず、スターバックス向かいのエレベーターより7F直通

受付時間 9:30～17:30 (日本時間/土日祝日・年末年始を除く)

電話: 03-3582-8353  
E-mail: support2@bdc-tokyo.org

東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩1分

### 有楽町相談窓口



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-8-3 Tokyo Innovation Base 2階

受付時間 10:00～18:00 (日本時間/土日祝日・年末年始を除く)

電話: 03-4550-6306  
E-mail: contactus@bdc-tokyo.org

JR山手線・京浜東北線「有楽町駅」京橋口 徒歩1分  
東京メトロ有楽町線「有楽町駅」D9出口すぐ  
東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」1出口 徒歩3分

### 赤坂窓口併設施設の紹介

赤坂窓口のあるアーク森ビル・ジェットロ本部7階にお越しいただくと、3つの施設のサービスを1か所で受けられます。

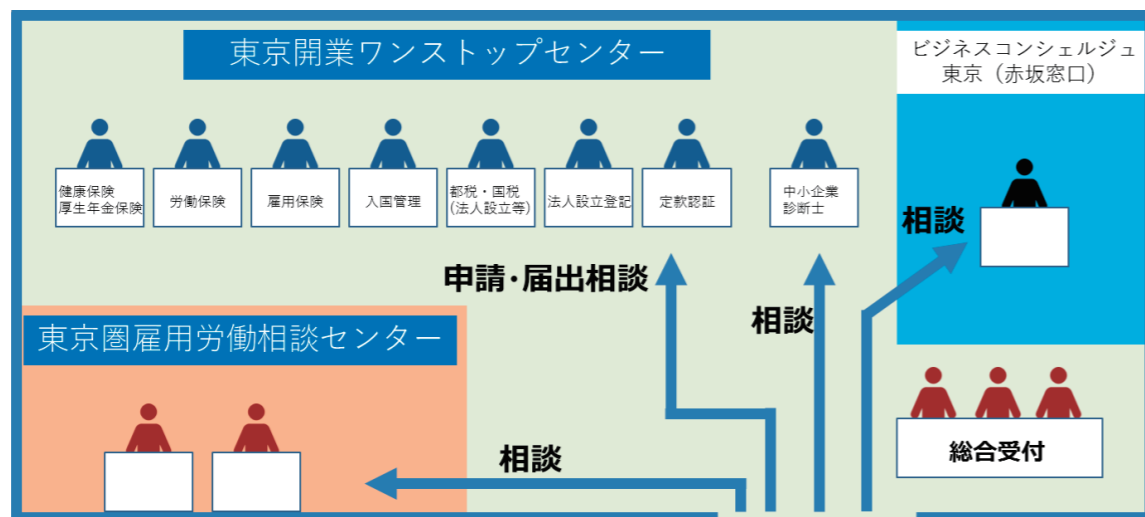
#### 併設施設

##### 東京開業ワンストップセンター

開業に関わる定款認証から社会保険等の手続きを1か所で行えます。

##### 東京圏雇用労働相談センター

海外からの進出企業や新規開業直後などの企業が、雇用や労働に関する問い合わせや相談ができます。



# ビジネスコンシェルジュ東京

BUSINESS  
DEVELOPMENT  
CENTER  
TOKYO



# 東京に進出する外国企業・外資系企業・外国人起業家をサポート

## ビジネスコンシェルジュ東京とは

東京で起業や事業展開を検討している外国企業向けに、ビジネス面から生活面までをトータルに支援する東京都の総合窓口です。特に都内の「アジアヘッドクォーター特区」に進出を計画している外国企業には、ビジネス交流支援や専門的なコンサルティングサービスを提供し、日本の首都「東京」での事業展開を強力にバックアップします。

ビジネスコンシェルジュ東京では、都内3か所の窓口でサービスを展開しています。

※下記の通り窓口により提供サービスの内容が異なりますのでご注意ください。



ビジネス支援 赤坂 丸の内 有楽町

生活支援 赤坂 丸の内 有楽町

### 金融ワンストップ支援サービス 丸の内

対象：金融系外国企業（資産運用業者またはFintech企業）

都内に拠点設立を検討している金融系外国企業等を対象に、「金融窓口相談員」が金融庁と連携しながら行政手続の支援や金融専門家の紹介等、総合的なコンサルティングサービスを無料で提供します。

- 金融関連の日本の法制度、金融ライセンス取得などに関する情報提供及び助言
- 相談内容に応じた金融専門家（弁護士、会計士、税理士、行政書士等）や関係機関窓口等の紹介
- 東京への進出、定着に関する補助金\*申請支援（専門家への相談等経費、人材採用経費等）

#### \*金融系外国企業進出・定着支援補助金

まずは丸の内相談窓口（金融窓口相談員）までご相談ください。※事前相談必須



#### [参考]金融庁との連携について

金融庁では、「金融業の拠点開設サポートオフィス」を開設し、日本への拠点開設を検討中の海外金融事業者から、日本拠点開設に係る金融法令の手続等に関する相談を受け付けています。都内に拠点開設を検討している海外金融業者は、東京都庁「金融ワンストップ支援サービス」と金融庁「金融業の拠点開設サポートオフィス」のどちらの窓口にも相談しても、両窓口間の連携により、包括的な対応を受けることができます。

### スタートアップビザ 赤坂

（外国人起業活動促進事業）

対象：都内で起業を目指す外国人 等



在留資格「経営・管理」の取得要件を満たすために特例的に在留許可を認め、特例の在留期間を用いて、日本国内にいながら本来の在留資格「経営・管理」の取得要件\*を満たす準備を行うことができます。

詳しくはビジネスコンシェルジュ東京赤坂窓口にお問い合わせください。

- 東京都に事業計画等を提出し、東京都から確認証明書が発行された後、入管に申請する必要があります。

※事業計画等の内容等により東京都から確認証明書を発行しない場合があります。

\*在留資格要件：会社設立登記・事業所の確保  
一人以上の常勤職員かつ資金3,000万円以上

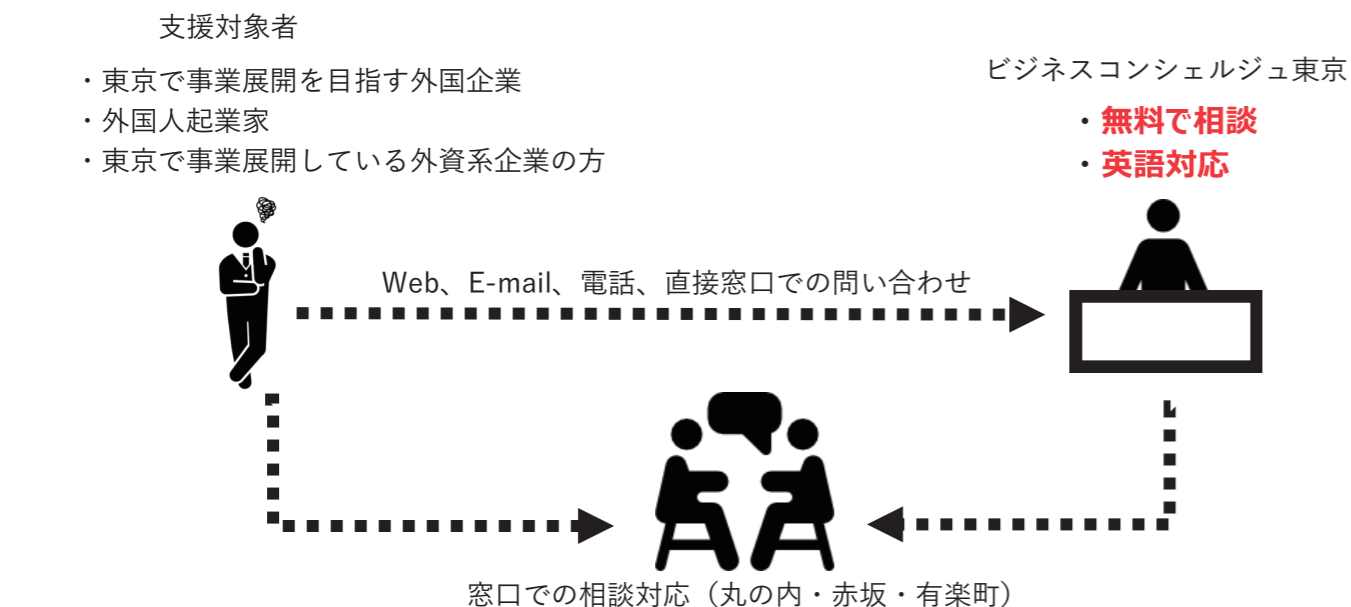
### 外国人起業家のための資金調達サポート 赤坂

対象：都内で起業を目指す外国人 等

創業期に活用できる資金調達手段に係る様々な疑問に英語の堪能なスタッフがワンストップでお答えし、必要となる手続をサポートします。

\*週3日の対応です。事前に問い合わせください。

- 制度融資、補助金など創業期に対象となる資金調達手段の情報提供
- 相談内容に応じた金融機関等への同行訪問によるコミュニケーションサポート（通訳・書類作成助言）等



## 主な支援の内容・流れ

ビジネス支援



 情報提供・アドバイス <small>※進出形態や在留資格等に関する情報提供</small>	 人材採用支援	 関係機関紹介	 ビジネスマッチング支援
 物件探索支援	 専門家紹介	 行政手続支援	 資金調達サポート

### 金融ワンストップ支援サービス

金融系外国企業（資産運用業者またはFintech企業）は、金融窓口相談員により、当サービスもあわせて受けることができます

- ◆金融関連の日本の法制度、金融ライセンス取得の手続などに関する情報提供・助言
  - ◆金融専門家紹介
  - ◆関係機関紹介
- （金融庁と連携）

生活支援

 外国語対応可能な病院、学校や保育園等の情報提供	 外国人登録等、居住に際して必要な行政手続情報や一般に必要な生活関連情報の提供 など
-----------------------------	---